

奈良県公報

目次

ページ

| | | | |
|--|---|---|---|
| ○奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課） 〈規 則〉 〈告 示〉 | 一 | ○右 同 〈公安委員会告示〉 | 三 |
| ○県営土地改良事業の換地処分（耕地課） 〈告 示〉 | 一 | ○狹銃講習会の実施 〈選挙管理委員会告示〉 | 四 |
| ○土地改良事業の施行同意（耕地課） 〈告 示〉 | 一 | ○平成十七年三月二日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 | 五 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更認可（都市計画課） 〈公 告〉 | 二 | ○平成十七年三月二日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 〈監査委員告示〉 | 五 |
| ○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出（障害福祉課） | 二 | ○監査結果公告 | 五 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出（障害福祉課） | 二 | | |
| ○開発行為に関する工事の完了（建築課） | 三 | | |

規 則

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県規則第二十九号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「1を減えるときは1とし」とし、「1.6を令第二条第一項第一号に掲げる数値で除した数値と1.3のうちいずれか小さい数値を超えるときは当該数値とし」とし「0.7」と「0.5」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

奈良県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十七年三月二日県営土地改良事業（県営は場整備事業大柳生地区第二工区）の換地処分をした。
平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年三月二日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。
平成十七年三月十一日

平成十七年三月十一日

| | | |
|---------------------|---------------------------------|------------|
| 協議者 広陵町長 平岡 仁 | 事業名 水と農地活用促進事業（頭首工整備） （備） | 地区名 中地区 |
|---------------------|---------------------------------|------------|

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第五百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・三・四号 大和中央道及び三・四・一〇五号 平城学園前線

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成十一年三月十九日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

平成十一年三月奈良県告示第六百三十九号のとおり

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|------------------------|--------------------------------------|------------------------|--|-------------|--------------------|
| 事業者の名 称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 事業所の名 称 | 事業所の所在 地 | 居宅支援の 種類 | 変更年月 日 |
| ひまわり介 護サービス 有限会社 | 磯城郡田原本町 千代一〇一 グリーンコーポ 小林一〇五 | ひまわり介 護サービス 有限会社 | （変更前） 磯城郡田原本 町千代一〇 一グリーン コーポ小林一 〇五 （変更後） 桜井市東新堂 三五二一五 イチゴハイッ 二〇五 | 居宅介護 | 平成十七 年二月二 十日 |

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿本善也

| | | | | | |
|------------------------|--------------------------------------|------------------------|---|-------------|--------------------|
| 事業者の名 称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 事業所の名 称 | 事業所の所在 地 | 居宅支援の 種類 | 変更年月 日 |
| ひまわり介 護サービス 有限会社 | 磯城郡田原本町 千代一〇一 グリーンコーポ 小林一〇五 | ひまわり介 護サービス 有限会社 | （変更前） 磯城郡田原本 町千代一〇 一グリーン コーポ小林一 〇五 | 居宅介護 | 平成十七 年二月二 十日 |

| |
|---|
| |
| |
| |
| (変更後) 桜井市東新堂 三五二一五 イチゴハイツ 二〇五 |
| |
| |

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年九月十五日第七四一九二号
平成十七年二月十日第七四一九二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月三日第六一九一号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月三日第三九三六号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市東松ヶ丘一一七五番地ノ二七、一一七五番地ノ七七、一一七五番地ノ七八及
び一一七五番地ノ七九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市学園南一丁目六番地ノ一一
奈良シテイ建設株式会社 代表取締役 金澤恵子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市東松ヶ丘一一七五番地ノ七七、一一七五番地ノ七八及び一一七五番地
ノ七九
下水道 生駒市東松ヶ丘一一七五番地ノ七七の一部

一 許可番号

平成十六年十二月二十日第七四一四六号
平成十七年二月八日第七四一四六一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年三月三日第六一九二号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年三月三日第三九三七号

三 開発区域に含まれる地域

磯城郡川西町大字下永一八〇番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎二八番地ノ一
川西町長 上田直朗

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 磯城郡川西町大字下永一八〇番地ノ一の一部
下水道 磯城郡川西町大字下永一八〇番地ノ一の一部
緑地 磯城郡川西町大字下永一八〇番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。
平成十七年三月十一日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年十一月十二日桜土第三七一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十二日桜土第五六一二〇号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十二日桜土第五七一四号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市小槻町三四三番地ノ一及び三四三番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市小槻町五四三番地
本塚勝康

五 公共施設の種別、位置及び区域
 道路 橿原市小槻町三四三番地ノ三
 下水道 橿原市小槻町三四三番地ノ三の一部

一 許可番号

平成十七年二月七日校士第三七一一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年二月二十四日校士第五六一二二号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市縄手町八二番地ノ一及び八二番地ノ四の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市縄手町二四六番地

今出登

公安委員会告示

奈良県公安委員会告示第30号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づき、
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等
 取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により、次のとおり
 公表する。

平成17年3月11日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

1 受講対象者

(1) 初心者

猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

(2) 経験者

猟銃若しくは空気銃の取扱いに関する講習修了証明書の交付を受けた日から起算
 して3年を経過した者又は経過しようとする者で、猟銃若しくは空気銃の所持の許

可の更新又は更に新たな所持の許可を受けようとする者

2 開催日時・場所
 (1) 初心者

| 開催日時 | 場 所 |
|-------------------------------|------------------------------|
| 平成17年5月6日(金) 午前10時から午後5時まで | 奈良県大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館 |
| 平成17年8月5日(金) 午前10時から午後5時まで | 〃 |

(2) 経験者

| 開催日時 | 場 所 |
|-------------------------------|------------------------------|
| 平成17年4月22日(金) 午後2時から午後5時まで | 奈良県大和高田市西町1番60号 奈良県中和労働会館 |
| 平成17年5月20日(金) 午後2時から午後5時まで | 〃 |
| 平成17年6月24日(金) 午後2時から午後5時まで | 〃 |
| 平成17年7月22日(金) 午後2時から午後5時まで | 〃 |
| 平成17年8月19日(金) 午後2時から午後5時まで | 〃 |

| | |
|-------------------------------|---|
| 平成17年9月22日(金) 午後2時から午後5時まで | 〃 |
|-------------------------------|---|

3 講習内容

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 携行品

筆記具及び印鑑

5 受講手続及び講習手数料

受講しようとする者は、受けようとする講習日の2週間前までに、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習受講申込書を提出するとともに、次に掲げる講習手数料を奈良県収入証紙をもって納付すること。

なお、申込みをした講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

- (1) 初心者 6,800円
- (2) 経験者 3,000円

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第百十八号

平成十七年三月二日現在における県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成十七年三月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

五十分の一の数

二二、一九九人

四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

を合算して得た数

二五九、九九〇人

奈良県選挙管理委員会告示第百十九号

平成十七年三月二日現在における県の議会の議員の選挙の各選挙区における県の議会の議員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十七年三月十一日

奈良県選挙管理委員会

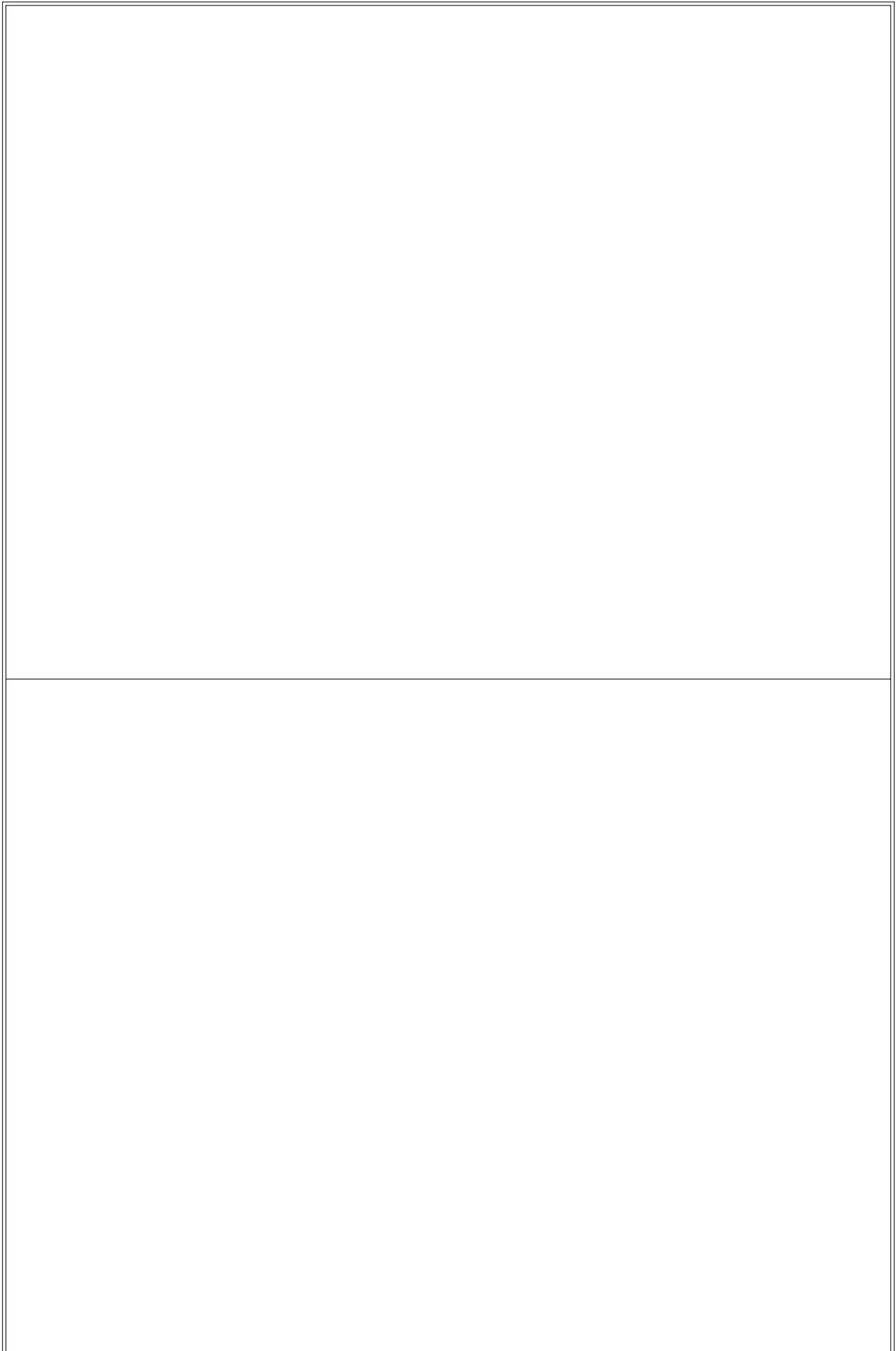
委員長 白井皓喜

| | |
|----------|---------|
| 生駒郡選挙区 | 二二、一九〇人 |
| 山辺郡選挙区 | 三、一〇九人 |
| 磯城郡選挙区 | 一三、六七七人 |
| 宇陀郡選挙区 | 一二、〇六一人 |
| 高市郡選挙区 | 四、〇八二人 |
| 北葛城郡選挙区 | 二六、九九五人 |
| 吉野郡選挙区 | 一六、六一八人 |
| 添上郡選挙区 | 九八、七二九人 |
| 奈良市選挙区 | 一九、四二六人 |
| 大和高田市選挙区 | 二五、三九三人 |
| 大和郡山市選挙区 | 一七、九四〇人 |
| 天理市選挙区 | 三三、一七六人 |
| 橿原市選挙区 | 一六、六五一人 |
| 桜井市選挙区 | 九、二一四人 |
| 五條市選挙区 | 九、一八〇人 |
| 御所市選挙区 | 三〇、六〇二人 |
| 生駒市選挙区 | 一八、一六九人 |
| 香芝市選挙区 | 九、四四〇人 |
| 葛城市選挙区 | |

監査委員公告

監査結果公告

| 監 査 結 果 | 記 |
|---|---|
| 奈良県監査委員 大 倉 潔 男 | 人権教育課 |
| 奈良県監査委員 中 山 本 進 章 | 食品・生活安全課 |
| 奈良県監査委員 中 野 雅 史 | 新長期ビジョン策定事務局 |
| | 流域下水道センター |
| | 中央卸売市場 |
| | 食品衛生検査所 |
| | 上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。 | |
| 監 査 結 果 | |
| 大淀高等学校 | 平成17年2月3日執行 |
| 森林技術センター | 平成17年2月3日執行 |
| 高取高等学校 | 平成17年2月3日執行 |
| 視覚障害者福祉センター | 平成17年2月3日執行 |
| 技術管理課 | 平成17年2月8日執行 |
| 文化財保存課 | 平成17年2月8日執行 |
| 文化財保存事務所 | 平成17年2月8日執行 |
| 奈良図書館 | 平成17年2月8日執行 |
| 農業大学校 | 平成17年2月10日執行 |
| 桜井高等学校 | 平成17年2月10日執行 |
| 桜井保健所 | 平成17年2月10日執行 |
| 桜井警察署 | 平成17年2月10日執行 |
| 教育研究所 | 平成17年2月15日執行 |
| 高等養護学校 | 平成17年2月15日執行 |
| 田原本警察署 | 平成17年2月15日執行 |
| 田原本農業高等学校 | 平成17年2月15日執行 |
| 民俗博物館 | 平成17年2月23日執行 |
| 郡山警察署 | 平成17年2月23日執行 |
| 七条養護学校 | 平成17年2月23日執行 |
| 西の京養護学校 | 平成17年2月23日執行 |



【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

